

麻しん・風しん排除状態の維持に向けた積極的疫学調査実施要領

1 経緯及び目的

麻しん及び風しんについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき国が策定した「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年12月28日厚生労働省告示第442号）、「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成26年3月28日厚生労働省告示第122号）により、排除に向けた取組が推進されてきたところである。

麻しんは、予防接種の徹底、患者発生時のウイルス遺伝子検査による検査診断の徹底などの対策を推進してきた結果、平成27年3月に世界保健機関西太平洋事務局により排除状態にあることが認定され、現在に至るまで、輸入株による集団発生事例が認められるものの、国内土着株による患者発生はない状態が継続している。

一方、風しんは、「風しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」（平成29年12月21日健感発第1221第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、診断から届出までの期間を「直ちに」とし、また、ウイルス遺伝子検査の実施を「原則として全例に」と改正、更に令和元年度から「風しんの追加的対策」を実施するなど更なる対策の強化が図られ、令和7年9月に世界保健機関西太平洋地域事務局より排除が確認された。

本県においては、当該指針に基づき、麻しん・風しんの排除に向けた取組として、積極的疫学調査（ウイルス遺伝子検査（PCR法など）及び疫学調査）を感染症発生動向調査事業の一環として実施することとし、本要領において、必要な手順等を定めるものとする。

2 事業内容

広域健康福祉センター（以下「保健所」という。）は、医療機関において、患者が麻しん又は風しんと診断された場合、患者（未成年者の場合は保護者）の同意のもと、医療機関（医師）からの連絡を受け、患者発生届を受理し、積極的疫学調査（ウイルス遺伝子検査及び疫学調査）を実施する。

また、麻しん疑い患者又は風しん疑い患者を診察した場合も、同様にウイルス遺伝子検査を実施する（但し、この場合は、発生届出を要さず、疫学調査については必要に応じて実施する）。

なお、ウイルス遺伝子検査等の実施機関は栃木県保健環境センター（以下「保健環境センター」という。）とする。

3 実施方法

（1）患者説明及び検体採取

医療機関（医師）は、患者に積極的疫学調査（ウイルス遺伝子検査及び疫学調査）について協力依頼し、患者から検体を採取する。

- ・別紙1：（医療機関用）麻しん・風しん排除に向けた積極的疫学調査の実施について
- ・別紙2：検体採取及び調査についてのお願い（患者の方へのお願い）
- ・別紙5：麻しん又は風しん検査診断体制について（フロー図）

（2）電話連絡

医療機関（医師）は所管の保健所に電話連絡する。

※疫学調査

保健所は、麻しん発生届（別記様式5-22）または風しん発生届（別記様式5-21）を受理し、別紙4により患者情報を把握し調査を行う。

（3）検体等の回収

保健所は、医療機関（医師）で採取された検体及び病原体検査票（別記様式1）を回収する。

（4）検体搬入

保健所は、採取した検体を病原体検査票とともに保健環境センターに搬入する。
感染症・疾病対策課は必要に応じて、検体搬入を調整する。

(5) 検査の実施及び報告

- ・保健環境センターは、保健所の検査依頼を受け、ウイルス遺伝子検査（主としてPCR法）を実施し、その検査成績書を感染症・疾病対策課経由で保健所あて通知する。
- ・保健所は、検査成績書の写しを医療機関に送付するとともに、検査結果を踏まえ、医療機関に対し、届出の変更又は届出の取り下げなど必要な説明を行う。
- ・感染症発生動向調査システムについては、当初の届出から最終的な診断に至るまでの情報について入力する。

(6) 調査のまとめ

感染症・疾病対策課は、積極的疫学調査の結果を年度単位でまとめ、栃木県麻しん・風しん対策会議、栃木県結核・感染症サーベイランス委員会に報告する。

4 その他、事業実施にあたっての留意点等

- (1) 医療機関から保健所への連絡時間は、原則月曜から金曜（祝日を除く）の8時30分から17時15分までとする。
- (2) ウイルス遺伝子検査等の結果は、検体採取後5日以内に保健環境センターから感染症・疾病対策課経由で保健所に通知する。
- (3) 保健所は、疫学調査の結果、家族内感染など集団感染事例の発端が確認された場合は、必要なまん延防止対策を行うこととする。

附則

- ・この要領は、平成30年2月1日から適用する。
- ・この要領は、令和3年4月1日から適用する。
- ・この要領は、令和8年4月1日から適用する。